平成２１年（フ）第１３２号
栃木県小山市神鳥谷２丁目31番24号
債務者　水島　　茂
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１４３号
栃木県栃木市旭町８番16号
債務者　渡辺　作次
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１４５３４号
東京都荒川区町屋６丁目18―７　平安交通株式会社内
債務者　葉山　　茂
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５２８号
愛知県安城市相生町９番２号　アルデア1403
債務者　中村麻美こと　金　　麻美
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２１２号
広島県福山市大門町津之下乙1778番地
債務者　山本　博明
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第７６４号
東京都青梅市大門１丁目572番地の５
債務者　杉野　春乃
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８２７号
東京都立川市若葉町１丁目９番地の25
債務者　鈴木　彩弓
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１８４９号
横浜市都筑区大丸４番27―404号
債務者　高橋　寛之
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１号
熊本県天草市八幡町13番13―１号
債務者　田中　雄二
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第３２号
熊本県天草市八幡町13番13―１号
債務者　田中美津子（旧姓千田）
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第３６号
熊本県天草市魚貫町2129番地３　浦越一般住宅32号、住民票上の住所熊本県天草市魚貫町2908番地
債務者　川原　　強
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第８１３号
東京都あきる野市伊奈1304番地１
債務者　髙橋　利夫
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第４７５号
長崎県佐世保市有福町92番地７
債務者　迎　　安子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１２９号
長崎県佐世保市早岐１丁目２番12号
債務者　戸田　辰彦
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後４時30分
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
長崎県佐世保市吉井町立石240番地３　黒岩団地85―303
債務者　小柳　和夫
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係